平成２６年（フ）第３６８号
神戸市北区唐櫃台１丁目29番12号
債務者　西嶋　　巧
1　決定年月日時　平成26年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　崔　　舜記
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年８月12日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成26年７月31日まで
神戸地方裁判所第３民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２６年（フ）第１７０４号
大阪府枚方市養父西町11番６号
債務者　西川　晶子
1　決定年月日時　平成26年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１８９３号
大阪府豊中市庄内東町３丁目１番41―610号
債務者　髙田　　武
1　決定年月日時　平成26年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２０２８号
大阪府門真市柳田町８番３号ブランドール市原Ａ棟105号
債務者　嶋　由加里
1　決定年月日時　平成26年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２０７７号
大阪市淀川区新高２丁目６番44号　松木荘２号
債務者　奥本　光男
1　決定年月日時　平成26年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２１４９号
大阪市此花区春日出中２丁目９番１号　セイカイハイツ302号室
債務者　石谷マルガリータこと　イシタニ・マルガリータ・バウティスタ
1　決定年月日時　平成26年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２１９４号
大阪府門真市四宮２丁目10番12―101号
債務者　田中　宏二
1　決定年月日時　平成26年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２２１３号
大阪市生野区巽中４丁目６番４号
債務者　康本　貴博
1　決定年月日時　平成26年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２２２５号
大阪市淀川区田川北２丁目６番21号
債務者　北嶋　育夫
1　決定年月日時　平成26年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１６０号
函館市栄町１番14―205号
債務者　松田かおり（旧姓新沼）
1　決定年月日時　平成26年６月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月22日まで
函館地方裁判所

平成２６年（フ）第１６１号
函館市大川町13番25―106号　クレイドル大川
債務者　鳴海美代子
1　決定年月日時　平成26年６月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月22日まで
函館地方裁判所

平成２６年（フ）第３０号
岩手県陸前高田市竹駒町字仲の沢113番地、前住所東京都新宿区中落合４丁目22番５号レオパレス中落合ヒルズ303
債務者　金野　　悟
1　決定年月日時　平成26年６月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月22日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２６年（フ）第３１号
岩手県一関市萩荘字箱清水72番地14　市営住宅60号
債務者　佐藤　真希
1　決定年月日時　平成26年６月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月22日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２６年（フ）第２９号
島根県大田市仁摩町馬路269番地甲
債務者　松浦　卓見
1　決定年月日時　平成26年６月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月22日まで
松江地方裁判所出雲支部

平成２６年（フ）第３２号
島根県出雲市小山町431番地９
債務者　アミーナこと　周藤　章宏
1　決定年月日時　平成26年６月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月22日まで
松江地方裁判所出雲支部

平成２６年（フ）第３１５号
福岡市中央区薬院３丁目３番17―302号
債務者　若林　英子
1　決定年月日時　平成26年５月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１６１号
愛知県碧南市野田町209番地　アーバン幸Ｂ棟201号、前住所愛知県西尾市矢場町１番地４
債務者　ゴメス　マウロこと　ＬＯＰＥＳ　ＧＯＭＥＳ　ＳＯＢＲＩＮＨＯ　ＪＯＳＥ　ＭＡＵＲＯ
1　決定年月日時　平成26年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月23日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係